

Doc. 2586 Evid.

Folder 5

(68)

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Doc. No. 2586

12 August 1946

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: Printed Book "The Spirit of Japanese Empire Soldiers" by ARAKI, Sadao

Date: Feb 27, 1933 Original Copy Language: Japanese

Has it been translated? Yes No
Has it been photostated? Yes No

LOCATION OF ORIGINAL

SOURCE OF ORIGINAL: ETAJIMA

PERSONS IMPLICATED: ARAKI, Sadao

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE: Instigation to aggressive warfare

SUMMARY OF RELEVANT POINTS

ARAKI claims that the divine ancestors of the Japanese people had a purpose and a mission to build states. "It was the intention of our divine forefathers to create an ordered paradise out of chaos, and it has a profound significance that they made efforts to extend this ideal to countries all around." (pp 2-7)

"(Japanese soldiers) gladly sacrifice their lives for the Emperor and the prosperity of Imperial Rule, and to their deaths with composure, shouting "Long live the Emperor."

"Our armed forces, in several wars in the past forty years, have always fought against superior enemy odds, and defeated them to win a final victory and enhance the glory and prestige of the Empire. The reason is nothing but the sanctity of the Supreme Command and the spiritual strength of our armed forces." (pp. 47-48)

Doc. No. 2586
Page 1

Doc. No. 2586 - Page 2 - SUMMARY Cont'd

ARAKI calls upon the 3,000,000 reservists to "rise for the Holy War of National Spirit Enhancement", and help carry out the mission of assisting the Imperial Rule. (pp. 59-60)

"Our material armaments are inferior to those of many foreign nations, but we have in the past defeated materially superior enemies with our spiritual strength." (p. 67)

"Our progress which began under the Emperor Meiji began to stagnate and became de-energized. The main reason was the self-conceit of the nation, which caused the people to forget past hardships and run after vain enjoyments. It was a special providence that the Manchurian Incident caused the nation to return to a consciousness of its true self." (pp. 69-71)

"The maintenance of our rights and interests in Manchuria and Mongolia is not a move to secure resources, but it is the beginning of propagating the Imperial way on the continent." (pp. 74-75)

Analyst: Lt Wilds

Doc. No. 2586
Page 2

C E R T I F I C A T E

W. D. C. No. _____
I. P. S. No. 2586

Statement of Source and Authenticity

I, Kosaburo SHIBATA hereby certify that I am officially connected with the Japanese Government in the following capacity: 2nd Class Administrative Official of the Home Ministry and that as such official I have custody of the document hereto attached consisting of 78 pages, dated Feb. 27, 1938, and described as follows: Military Spirit of the Japanese Empire. Written by Sadao ARAKI.

I further certify that the attached record and document is an official document of the Japanese Government, and that it is part of the official archives and files of the following named ministry or department (specifying also the file number or citation, if any, or any other official designation of the regular location of the document in the archives or files): Home Ministry.

Signed at Tokyo on this
25th day of April, 1947.

/s/ Kosaburo SHIBATA
Signature of Official

Witness: /s/ Masao ARIYOSHI

2nd Class Administrative SEAL
Official of the Home Ministry
Official Capacity

Statement of Official Procurement

I, R. H. Larsh, hereby certify that I am associated with the General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers, and that the above document was obtained by me from the above signed official of the Japanese Government in the conduct of my official business.

Signed at Tokyo on this
25th day of April, 1947

/s/ Richard H. Larsh
NAME

Witness: Henry SHIMOJIMA

Investigator IPS
Official Capacity.

THE SPIRIT OF THE IMPERIAL SOLDIER

-- by ARAKI, Sadao

CHAPTER X - THE TIME IS RIPE FOR ENHANCING THE SPIRIT OF THE SOLDIER

The viewpoint of regarding the Manchurian and Mongolian problem merely as a means of assuring natural resources for the livelihood of our race is rather of secondary importance from the point of the great spirit of our Empire. Therefore, the maintenance of our rights and interests in Manchuria and Mongolia is not a settlement of the problem, but actually the first step toward our enhancement of the Imperial way on the Continent. Our people should be prepared to anticipate with perseverance an everlasting future without falling prey to this confused hallucination.

The ideal of our Empire is thus vast and far-reaching, and the mission of our people is thus important. Those who waver and hesitate at the great precipice and troubles which lie in our future are no longer qualified to be called Japanese. We must fully realize our own destiny and be prepared to become the foundation for the establishment of everlasting and infinite prosperity for our Empire by paying attention to the general situation and setting our hearts on being loyal.

The situation having come to this point, the self-respect and faith derived from this holy mission and the spirit of inspiration to accomplish it are to be considered most necessary. Bearing in mind the sacredness of the spirit of our Empire and believing in the superiority of our national structure and race, I keenly feel the importance of reconstructing everything with an independent, self-reliant and autonomous policy by getting rid of all the living patterns of the people that are in imitation of foreign countries.

At this juncture, we specially feel the pressing need of enhancing the spirit of the soldier. I have already said repeatedly that there is, of course, no difference between a soldier and a civilian, or between national spirit and military spirit in the sense of service to the empire.

C E R T I F I C A T E

W. D. O. No. _____
I. P. S. No. 2586

Statement of Source and Authenticity

I, Kosaburo SHIBATA hereby certify that I am officially connected with the Japanese Government in the following capacity: 2nd Class Administrative Official of the Home Ministry and that as such official I have custody of the document hereto attached consisting of 78 pages, dated Feb. 27, 1938, and described as follows: Military Spirit of the Japanese Empire. Written by Sadao ARAKI.

I further certify that the attached record and document is an official document of the Japanese Government, and that it is part of the official archives and files of the following named ministry or department (specifying also the file number or citation, if any, or any other official designation of the regular location of the document in the archives or files): Home Ministry.

Signed at Tokyo on this
25th day of April, 1947.

Witness: /s/ Masao ARIYOSHI

/s/ Kosaburo SHIBATA
Signature of Official

2nd Class Administrative SEAL
Official of the Home Ministry
Official Capacity

Statement of Official Procurement

I, R. H. Larch, hereby certify that I am associated with the General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers, and that the above document was obtained by me from the above signed official of the Japanese Government in the conduct of my official business.

Signed at Tokyo on this
25th day of April, 1947

Witness: Henry SHIMOJIMA

/s/ Richard H. Larch
NAME

Investigator IPS
Official Capacity.

C E R T I F I C A T E

Trans. by M. Yama

W.D.C. No. _____

I.P.S. No. 2586

Statement of Source and Authenticity

I, Kosaburo SHIBATA hereby certify

that I am officially connected with the Japanese Government in the following capacity: 2nd Class Administrative Official of the Home Ministry

and that as such official I have custody of the document hereto attached consisting of 78 pages, dated Feb. 27, 1933, and described as follows: Military Spirit of the Japanese Empire. written by Sadao ARAKI

I further certify that the attached record and document is an official document of the Japanese Government, and that it is part of the official archives and files of the following named ministry or department (specifying also the file number or citation, if any, or any other official designation of the regular location of the document in the archives or files): Home Ministry

Signed at TOKYO on this 25th day of April, 1946.

1st Kosaburo SHIBATA
Signature of Official

Witness: 1st Masao ARIYOSHI
SEAL

2nd Class Administrative Official of the Home Ministry
SEAL
Official Capacity

Statement of Official Procurement

I, R. H. Larsh, hereby certify

that I am associated with the General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers, and that the above ^{document} certification was obtained by me from the above signed official of the Japanese Government in the conduct of my official business.

Signed at TOKYO on this 25th day of April, 1946

Richard H. Larsh
NAME

Witness: Henry SHIMAJIMA

Investigator, IPS
Official Capacity

證明書

「ワシントン」文書局 第 號
國際 檢察 部 第二五八六 號

典據及び公正ニ關スル證明

余、此田山三郎ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ
内務省ニ級事務官シテ、日本政府ト公的關係ニ在
ルモノナルコト、竝ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添附セ
ラレタル、七十八頁ヨリ成ル、千九百三十三年ノ昭和
八年ノ三月二十七日附、下記題名、即チ

世田木貞夫著 皇國の軍人精神 ノ文書ノ
保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及び文書ガ日本政府ノ公文書ナ
ルコト、竝ニ右ガ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公式書類
及ビ綴ノ一部ナルコトヲ證明ス。ハ若シアラバ該番號又
ハ引用、其ノ他公式書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ成規所在ノ公式名
稱ヲモ特記スベシ)

内務省

千九百四十七年ノ昭和二十二年ノ四月二十五日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名欄 此田山三郎

右ノ者ノ公的資格 内務省警保局ニ級事務官
人 有 去 政 能

公式入手ニ關スル證明

余、R.H.ローレンスハ、余ガ聯合國最高指揮官總司
令部ニ關係アルモノナルコト、竝ニ上記題名ノ文書
ハ余ガ公務上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シ
タルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十七年ノ昭和二十二年ノ四月二十五日

東京ニ於テ署名

氏名欄 Richard N. Koval

右ノ者ノ公的資格 Investigator, IPS

證

人 Henry Shimizu

Translation

p. p. 2, 3, 4

"The Spirit of the
State Foundation

translated by
T. Swamoto

Doc. No. 2586

THE SPIRIT OF THE IMPERIAL SOLDIER

by ARAKI Sadao.

CHAPTER X

THE TIME IS RIPE

~~AUTUMN~~ FOR ENHANCING THE SPIRIT OF THE SOLDIER

P. 74 L. 1 - P. 75. 68.

----- The viewpoint of regarding the Manchurian and Mongolian problems as merely as ^{a means of assuring} ~~an assurance~~ of natural resources for the livelihood of our race, is rather of secondary importance from the point of the great spirit of our Empire.

Therefore, the maintenance of our rights
and interests in Manchuria and Mongolia
is not ~~the~~ ^{a settlement} ~~conclusion~~ of the problem, but
actually, ~~it is~~ the first step toward our
enhancement of the Imperial Way on
the continent.] Our people should be
prepared to anticipate, ^{with perseverance} an everlasting
future without falling ^{any} ~~into~~ this confused
hallucination.

The ideal of our Empire is thus
vast and far-reaching, and the

mission of our people is thus important.

Those who waver and hesitate at the

great precipice and troubles which ~~lay~~^{lie}

in our future ~~should be said to have~~^{are no longer qualified to}

~~be called Japanese.~~

~~no longer the qualification as a Japanese.~~

We must fully realize our own destiny

and be prepared to become the foundation

for ^{the} establishment of everlasting and infinite

prosperity for our Empire by paying ~~our~~

attention to the general situation and

setting our hearts on being loyal.

The situation having come to this point, ^{the} self-respect and ^{derived from} faith in this holy

mission ~~and the thing that~~ and ~~the~~

the spirit of inspiration to accomplish

it. are to be.

~~this~~ is considered most necessary.

No 11

Bearing

Since ~~we bear~~ in mind the sacredness of the

spirit of our Empire and believing in the

superiority of our national structure and

race, I keenly feel the importance of

reconstructing everything with an independent,

self-reliant and autonomous policy by

getting rid of ^{all the living patterns} ~~the~~ ~~organization of the life~~ of the
people that ^{are in imitation of} ~~are dependent on~~ foreign
countries.

At this ^{junction} ~~crucial~~ ~~time~~, we specially
feel the pressing need of enhancing the
spirit of the soldier. ^{(I have already said repeatedly that} There is, of course,
no difference between a soldier and
a civilian in the sense of service to
^{have indicated} ~~the Empire~~; and that there is ^{or} no difference
between national spirit and ^{military} ~~the~~ spirit of
~~the Empire~~ in the sense of service to the empire.

SA 5040

Stack 7

Item 29

#2586

2650

A

海軍兵學校
圖書館藏書

皇國の軍人精神

荒木貞夫

IMT 490

1

SA 5040

Sack 7

Item 29

皇國の軍人精神

#2586

2650

A

海軍兵學校
圖書館藏書

荒木貞夫

IMT 490

1

2650

#2586

29

版

19.4.17

海軍學校之圖書藏印

陸軍大臣 荒木貞夫 述

皇國の軍人精神

和文

借書	圖書類番號
昭和十八年三月十八日	30834

朝風社版

濟合照
12.7.26
海軍圖書部

心こころたふ誠まことあれハ何事なにごとと
成なるとのろか

愈イコト操サツ守シユヲ固カタクシ一意イコト奉ホウ公コウノ至シ
誠マコトヲ擢ヌキテ以モッテ宏コウ猷イヲ扶ツ翼コウセン
コトヲ期キセヨ

上下一致志て王事ふ勤勞せよ若軍人
たるものよ志て禮儀を紊り上を敬へ
も下を惠まき志て一致の和諧を失ひ
たらんふの害は軍隊の蠱毒たるのみ
の國家の爲にもゆるし難き罪人あ
るへい

勅諭

我國此軍隊は世々天皇此統率く給ふ所よそゆふ昔神武天皇躬つから大伴
物部の兵とを率る中國のまいろそぬをのとを討ち平け給ひ高御座よ即
りせられて天下まろくめ給ひより二千五百有餘年を経ぬ此間世の様の
移り換るよ隨ひて兵制の沿革も亦屢ありき古は天皇躬つから軍隊を率る給
ふ御制よて時ありても皇后皇太子此代らせ給ふこともゆづつれと大凡兵權
を臣下よ委ね給ふことちありりた中世よ至りて文武此制度皆唐國風に倣は
せ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人ちと設けられりハ兵制は整ひよ
れとを打續ける昇平よ狃きて朝廷の政務を漸文弱よ流きければ兵農たのつ
から二よ分れ古乃徴兵はいつとなく壯兵の姿よ變り遂よ武士とあり兵馬の

權は一向は其武士どもの棟梁たる者も歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手は落ち凡七百年の間武家の政治とはありぬ世の様は移り換りて斯かるは人力もて挽回せへきよゆらとわいひなから且は我國體に戻り且そ我祖宗の御制に背き奉り淺間き次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國此事とも起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱み給ひこそ忝くも又惶々然るみ朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経せして海内一統此世とかり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歷世祖宗の專蒼生を憐み給ひ御遺澤なりといへとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知るか故よこそあれされ此時於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五

年の程は陸海軍此制をは今此様は建定めぬ夫兵馬の大權は朕か統ふる所かれ其司々をこそ臣下は任せかれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下は委ぬへきものにあらは子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握せるの義を存して再中世以降の如き失態なからんことを望むなり朕も汝等軍人の大元帥あるそされは朕も汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親も特み深りるへき朕か國家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報いまるらるる事を得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡せと盡さるとに由るそかく我國の稜威振るさることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚して其榮を耀させ朕汝等と其譽を偕しぬへ汝等皆其職を守り朕と一心よありて力を國家の保護し盡さは我國の蒼生に永く太平の福を受け我國は威烈を大し世界は光華ともありぬへし朕斯を深く汝等軍人は望むを

れハ猶訓諭すへき事こそゆきいてや之を左に述へむ

一 軍人ハ忠節を盡を本分と爲へし凡生を我國に稟くるもの誰か我國ヲ報ゆるの心なかるへき況して軍人たらん者そ此心の固からて物を用ゝ立ち得へしとも思それす軍人ふして報國の心堅固ならさふハ如何程技藝ハ熟し學術ハ長するも猶偶人ハひとしかほへし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊ハ事ハ臨みて烏合の衆ハ同かるへし抑國家を保護し國權を維持するも兵力ハ在れハ兵力の消長ハ是國運の盛衰あることを辨へ世論ハ惑そは政治ハ拘らね只一途ハ己ハ本分の忠節を守り義ハ山嶽よりも重く死ハ鴻毛よりも輕くと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるあられ

一 軍人ハ禮儀を正くせへし凡軍人あも上元帥より下一卒あ至るまで其間

み官職の階級ありて統屬するのこから同列同級とても停年ハ新舊あれハ新任の者ハ舊任のものハ服従せへたものそ下級のものも上官ハ命ヲ承ること實ハ直に朕ハ命を承る義なりと心得よ己ハ隸屬する所にあらねとも上級の者も勿論停年の己より舊きものハ對して總へて敬禮を盡しへし又上級の者も下級のものハ向ひ聊も輕侮驕傲の振舞ふへからん公務の爲ハ威嚴を主とする時ハ格別なきとも其外ハ務めて懇小取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事ハ勤勞せよ若軍人たるものよまて禮儀を案の上を敬へ下を惠まて一致の和諧を失ひたらんハ童子ハ軍隊の蠹毒たるのみハ國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし

一 軍人は武勇を尙ふへし夫武勇ハ我國よこそ古よといとも貴へる所なれ

我國の臣民たらんもの武勇なくての叶ふまゝ況して軍人も戦に臨み
 敵に當るの職かれも片時も武勇を忘れてよかるべきかさのあれ武勇
 も大勇あらず小勇あらず同から次血氣もやを粗暴の振舞ふとせんハ武
 勇とハ謂ひ難し軍人たらむもの常は能く義理を辨へ能く膽力を練り
 思慮を殫めて事を謀るへく小敵たりとも侮らす大敵たりとも懼ます己
 り武職を盡さむこそ誠の大勇もあまされハ武勇を尙ふもの常々人
 む接るまは溫和を第一とく諸人の愛敬を得むを心掛けよ由なき勇を好
 みて猛威を振ひたらハ果も世人も忌嫌ひて豺狼をせの如く思ひなむ心
 すへきことよこそ

一 軍人の信義を重んずへく凡信義を守るハと常の道もあれとわきて軍
 人の信義なくとも一日も隊伍の中は交りてあらんこと難かるへく信と

己か言を踐行ひ義とも己り分を盡をいふかりされハ信義を盡さむ
 と思へ始より其事の成り得へきり得へりらさるるを審は思考をへく
 臆氣ある事を假初は諾ひてよくかた關係を結ひ後に至りて信義を立て
 んとそれハ進退谷りて身の措き所は苦むことあり悔ゆとも其詮なく始
 は能々事の順逆を辨へ理非を考へ其言も所詮踐むへりらと知り其義
 へとてを守るへからとと悟るハ速は止るこそよけき古より或ハ小節
 の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或ハ公道の理非は踏迷ひて私情
 の信義を守りたたら英雄豪傑ともか禍は遭ひ身を滅く屍の上の汚名を
 後世まで遺せること其例尠あらぬものを深く警めてやハゆるへき
 一 軍人の質素を旨とせへく凡質素を旨とせされハ文弱は流れ輕薄も趨り
 驕奢華麗の風を好み遂も貪汚は陥りて志も無下は賤くあり節操も武

勇も其甲斐なく世人小爪をくきせらるゝ迄小至りぬへく其身生涯の不
 幸ありといふも中々愚かり此風一ぬひ軍人の間より起りて彼の傳染病
 の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬへたこと明かり朕深く之を懼れ
 て曩は免黜條例を施行し略此事を誠め置きつれと猶も其悪習の出んこ
 とを憂むて心安らねの故小又之を訓ふるその汝等軍人ゆえ此訓誠
 を等閑小を思ひそ

右の五ヶ條の軍人たらんをの暫を忽ますへあらまきて之を行はんよ一の
 誠心ころ大切なり抑此五ヶ條の我軍人の精神小して一の誠心ハ又五ヶ條の
 精神あり心誠をさらさきハ如何なる嘉言を善行を皆うへの裝飾小て何の用
 小かハ立つへき心た小誠あれハ何事を成るものるか況してや此五ヶ條ハ
 天地の公道人倫の常經あり行ひ易く守り易く汝等軍人能く朕か訓小遵ひて

此道を守り行ひ國小報ゆるの務を盡さず日本國比蒼生舉りて之を悦ひん
 朕一人の憚のみあらんや

明治十五年一月四日

御名

朕茲ニ大統ヲ嗣キ列聖ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ムニ方リ特ニ朕カ親愛スル
陸海軍人ニ告ク

惟フニ皇考曩ニ汝等ニ軍人ノ精神五箇條ヲ訓諭シ一誠以テ之ヲ貫ク可キヲ示シ給ヘ
リ汝等軍人ハ夙夜此聖訓ヲ奉體シ累次ノ征戰ヲ經國威ヲ宣揚シ皇基ヲ恢弘シ曠古ノ
偉績ヲ翼成シタリ

朕ハ朕カ統率スル所ノ軍隊ハ即チ是レ皇考ノ慈育愛撫シ給ヒタル所ノ軍隊ナルヲ念
ヒ汝等軍人ノ忠勇ニ信倚シ皇考ノ遺業ヲ紹述シ倍々皇國ノ光威ヲ顯彰シ億兆ノ福祉
ヲ増進セムコトヲ冀フ汝等軍人ハ皇考ノ遺訓ニ由リ以テ直ニ之ヲ朕カ躬ニ効シ愈々
奉公ノ志ヲ鞏クシ思索ノ選ヲ慎ミ宇内ノ大勢ニ鑑ミ時世ノ進運ニ伴ヒ拮据勵精各其
本分ヲ竭クシ朕カ股肱タルノ實ヲ擧ケ以テ皇謨ヲ扶翼セムコトヲ期セヨ

大正元年七月三十一日

御名御璽

朕祖宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ大統ヲ嗣クニ臨ミ朕カ股肱タル陸海軍人ニ告ク
惟フニ皇祖考夙ニ汝等軍人ニ聖訓ヲ降シ給ヒ皇考亦申ネテ聖諭ヲ垂レ給ヘリ汝等軍
人眷々服膺シ克ク匪躬ノ節ヲ效シ盡忠報國ノ偉績ヲ建テタリ
朕ハ先朝ノ慈育愛撫シ給ヘル軍隊ヲ念ヒ切ニ汝等軍人ノ忠誠勇武ニ信倚シ列聖ノ遺
業ヲ紹述シ倍々國威ヲ顯揚シ億兆ノ慶福ヲ増進セムコトヲ冀フ
汝等軍人其レ克ク朕カ意ヲ體シ先朝ノ訓諭ニ遵由シ審ニ宇内ノ大勢ヲ察シ深ク時世
ノ推移ニ鑒ミ切瑳砥礪愈々操守ヲ固クシ一意奉公ノ至誠ヲ擢テ以テ宏猷ヲ扶翼セム
コトヲ期セヨ

昭和元年十二月二十八日

御名御璽

皇祖考特ニ明勅ヲ陸海軍人ニ賜ヒシヨリ茲ニ五十年汝等克ク五條ノ大綱ヲ守リ皇考ノ遺訓ヲ奉シ朕カ意ヲ體シテ日夜軍人精神ヲ養ヒ力ヲ協セ心ヲ一ニシテ報效ノ實ヲ舉ケ忠良ノ誠ヲ擢ツ

朕ハ切ニ汝等ヲ股肱ト頼ミ先朝ノ愛撫シ給ヘル軍隊ニ信倚シテ國基ヲ恢弘シ國光ヲ宣揚シ以テ列聖ノ照鑒ニ對ヘムコトヲ庶幾フ汝等軍人益職分ヲ勵ミ彌節操ヲ固クシ其重任ヲ全クセムコトヲ期セヨ

昭和七年一月四日

誓 詞

誠恐誠懼謹テ奏ス

陛下登極ノ初特ニ聖勅ヲ陸海軍人ニ賜ヒ先朝ノ訓諭ニ遵由シ宇内ノ大勢ト時世ノ推移トニ鑒ミ操守ヲ固クシ至誠ヲ擢ツヘキヲ訓ヘ給フ 臣等感激ノ至ニ勝ヘス拳拳服膺シテ夙夜懈ラス唯及ハサラムコトヲ恐ル謹テ按スルニ明治十五年一月四日勅諭ヲ陸海軍人ニ下シテ五條ノ大綱ヲ示シ給ヒシヨリ慈育愛撫ノ恩光ニ浴スルコト爰ニ五十年 臣等乏シキヲ股肱ノ重任ニ承ケ深ク聖旨ヲ肝銘スル者此ノ記念日ヲ迎ヘテ區々ノ微忱自ラ止ムヘラス益志氣ヲ振作シ愈報效ニ精進シ先士ノ志ヲ繼キテ後人ニ矜式スル所ヲ知ラシメ終始一貫上下力ヲ協セテ以テ陛下ノ信倚ニ對ヘ國體ノ精華ヲ顯揚シ宏猷ヲ翼賛シ奉ラムコトヲ誓フ伏シテ希クハ勅鑒ヲ垂レ給ハムコトヲ 臣等生臣貞夫誠恐誠懼謹テ奏ス

昭和七年一月四日

臣 臣 貞 岑 夫 生

海軍大臣 臣 大角 岑 生
陸軍大臣 臣 荒木 貞 夫

序

現下内外多難の時局に直面して、我等日本國民の執るべき途は、遠く建國の大精神を憶ひ、深く國民的使命に目覺めて、此難局打開の力を自らの信念と決意のうちに見出すことにある。明治・大正兩時代を通じて發揚せる國民的意氣を伸展し、皇道を内に充實して外に光被することは、昭和日本人の使命に他ならぬ。公明正大・仁愛の崇高なる精神を輝かし、勇斷果決以て一切の局面に處し、皇謨を扶翼して我三千年の徳化を四海に布かんとする國民的決意の前には如何なる障礙も遂に打破せられなければならない。今や我等が傳統の日本精神は我等自身の心奥に更生し、内外の對策の上に示現しつゝあることは大に慶賀

すべきところであるが、此の國民精神の眞髓を自ら克く體得し、更に之を世界に徹底する上に於いて我等の自省と努力は寸時も弛緩すべきではない。

皇國の軍人精神は實に如上の國民精神を根柢とし、明治天皇下賜の勅諭により、聖典として渾成されたものである。此の眞髓は既に勅諭に昭々乎として、之を拜誦するもの何人も會得するところであることを信じて疑はぬのであるが、近時の變局に鑑み、軍人精神の特に高揚せらるゝに際し、我國民の中にも此の眞髓に對する認識に透徹を缺くものあることを念ひつゝ、ありし折柄、有志諸氏の要望もあり、此に勅諭の御精神を拜察せる余一個の所懐の一端を披瀝したる次第である。幸ひ皇國日本更生の一助ともならば本懐の至りである。

昭和八年一月

荒木貞夫

皇國の軍人精神 目次

第一 建國の精神と皇軍……………一

皇國の興廢一に國民の決意如何に懸る……………皇國日本、本然の姿……………三種の神器の表徴する大精神……………皇軍の淵源……………建國の大精神……………國體の精華、國民の誇り……………皇道宣揚の國史……………輝かしき皇軍の武勳……………皇國日本の理想……………皇軍が世界に冠絶する所以……………吾等の進路は唯一筋

第二 軍人に賜りたる勅諭……………九

我尙武の大精神……………我軍人の大經典……………統帥權の所在と建軍の本義……………「大君のへにこそ死なめ」……………軍人精神の結晶……………五ヶ條の徳目……………「誠」は日本精神の核實……………國民道德の根基

第三 軍人精神の眞髓……………一五

軍人精神の本義……………我軍隊の特異的本質……………國民皆兵の大本……………諸外國の軍隊

……我軍隊は道徳的存在……聖諭は不滅の明燈……戰場に於ける我軍人の心境
 ……光榮の勝利か光榮の死か……退却と捕虜は最大の恥辱……我軍人の信念と
 勇武……軍人精神は軍人の専有物にあらず

第四 軍人精神と國民道徳

我軍隊教育の特色……軍隊教育の根基は國民精神の發揚……技術か精神か……
 良兵即ち良民……軍隊教育と國民教育との調和……各國の國家主義運動……軍
 人精神の陶冶は一日も忽せにすべからず

第五 軍人精神の涵養

統帥と服従……軍隊忠誠の目標は一元……上官の命令は 陛下の御命令……我
 軍隊統制の原動力は道徳的信念……軍人精神發現の極致……相互の親愛は我軍隊
 の特色……我軍隊の階級の本義……社會的階級を反映せしむべからず

第六 時代の推移と軍人精神

現前の時代相……日本人たるの自覺を要す……日本精神と大使命の把握……先
 づ自らの陣營を清掃せよ……軍人精神高揚の急務……軍人精神は國民道徳と一體
 ……世相と軍人精神の擁護……根本精神は永劫不變……現下の時局と軍部の覺

第十 軍人精神高揚の秋

……我軍備の要諦……國力總動員……
 ……今後の戦争と國民の覺悟……軍備は全國民の責任……學校教練、青年訓練の
 本旨……戦を決するものは國民の精神力……我國の自ら頼む唯一の力

第九 軍備は舉國之れを負ふて立つ

國防と軍備……國防方針は各國獨自のもの……我軍備の要諦……國力總動員……
 ……今後の戦争と國民の覺悟……軍備は全國民の責任……學校教練、青年訓練の
 本旨……戦を決するものは國民の精神力……我國の自ら頼む唯一の力

第八 社會に仕へての軍人

軍隊出身者の責任重大……郷軍こそ軍隊教育の目的……軍隊教育の効果……郷
 國の醇風を作すの決意を望む……我郷軍の現状と使命……自己認識に透徹せよ……
 ……國難を招來せる諸原因……國民精神作興の聖戰に奮起せよ

第七 軍務を奉じての軍人

悟……信念を貫くに怯懦なるべからず
 國防の國民化……社會人との密接なる連絡……軍人の主要使命……軍人として
 の資格……禮道精神普及の必要……社會にその感化を及ぼせ……軍隊人と社會
 との協調……社會を善導する覺悟を要す

我等は平和、正義、公明を熱愛す……國運大飛躍の原因……國民の慢心と自己忘却……國難は自ら招けるもの……天の攝理……肇國の大精神と大理想を思へ……我國策は公明正大……悲しむべき東亞の狀勢……真正平和の要諦……我國是の根幹此に在り……滿洲政策の本義……理想は宏遠、使命は重大……自覺と自尊と自信……何人も軍人精神を體得せよ……國運隆昌への途……正に一大試鍊の秋

皇國の軍人精神 目次(終)

皇國の軍人精神

陸軍大臣 荒木 貞夫

第一 建國の精神と皇軍

方に内外の時局は重大であつて、實に建國以來の非常重要時とさへ謂はれてゐる。皇國の興廢一に懸つて我等國民の決意如何に在つて存する。萬一にも、當面の重疊たる難關に萎縮し、建國の大精神を失ひ、國民的使命を忘れて、眼前寸刻の安易を偷むが如きことあつては、光輝ある皇國二千年の歴史は拭ふべからざる汚點を留め、我皇室に對して

皇國の興廢一に國民の決意如何に懸る

大不忠であり、我等の祖先に對して大不孝であるのみならず、又延いて東亞の諸民族、更に延いて世界人類のためにも喜ぶべき事態を生ずるに至らぬであらう。我等國民は克く自らの使命と眞價とを自覺し、之によつて信念を固め、内外の事相に對する正當なる理解を體得し、以て舉國一致難局を打開することに邁進しなければならぬ。

此際に當つて、我等は先づ 皇國日本々然の姿が何であるか、我國家的、民族的使命が何であるかを充分に自覺して掛からねばならぬ。之がためには我建國の歴史を顧み、其本義を會得する必要がある。惟ふに天神「たゞよへる國を修理固成し」給ひ、荆棘を拓いて國土を平かにし混沌の中より秩序を定められ、續いて 列神は産業を起し、豊葦原瑞穗國を固め、以て民衆に適歸するところを形成せられ、更に諸神は或は根

皇國日本、本然の姿

の國（大陸）に或は常世の國（南洋方面）に分派せられて、各國造りを行はれた。即ち、混沌の中より秩序ある樂土を創造することが我等の天祖の精神であつて、しかも此の理想を四方の國に及ぼす努力をなされたとはいふところに深甚の意義がある。

神祖 天照大御神は三種の神器を以て經國の大方針を示現あらせられ之を我 皇道の神護とし給うた。申すまでもなく、鏡は公明正大を象徴し、勾玉は仁慈博愛を意味し、劔は勇武、斷行を表明する。此の三種の神器の象徴する精神こそ、我 皇道精神であつて、又建國三千年來一貫せる我國家的精神に他ならない。天壤無窮の 皇運これによりて日に日に隆え新たなる事と拜察する。

皇祖 神武天皇は此の神慮を繼承し給ひ、天業を恢弘すべく皇師を起

三種の神器の象徴する大精神

皇軍の淵源
皇祖御親征

して普ねくまつるはぬものどもを親征あらせられた。此の皇師の勳業こそ公明正大、仁愛の涯りなき皇徳を武勇によつて實現せられたものであつて、我皇軍の淵源此に存するのである。

天皇、肇國の鴻業を果させられ、大和の橿原に皇都を奠めて皇基を中州に定め給ふや、天神を奉齋して敬神崇祖の大孝を申べさせられ、諸臣に對して各官職を授けて其任務を分ち、此に萬邦無比の我國體の基礎を確立し給ひ、又各地方の産業を起して蒼生の康寧に聖慮を及ぼさせられた。

建國の大精神

殊に建國の當初下された勅は我肇國と皇道の精神を次の如き文字によつて表示せられてある。
「義必ず時に隨ふ。苟くも民に利有らば何ぞ聖造に妨はむ。且た當に山

國體の精華、國民の誇り

林を披拂ひ宮室を經營りて恭みて寶位に臨み以て元元を鎮むべし、上は則ち乾靈の國を授けたまふ徳に答へ、下は則ち皇孫正を養ひたまふ心を弘めむ。然して後に六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲むこと亦た可からずや」

此の六合を兼ね、八紘を掩ふといふ大理想は皇祖が天祖以來の天業の大精神を祖述あらせられたものであつて實に我建國の一大宣言と拜察しなければならぬ。

斯くの如き宏遠極まりなき大理想、公明、仁愛、武勇の大精神を繼承せられた我列聖は之が發揚を御躬らの道として則らせ給ひ、我國民は此の皇道翼賛を以て建國以來の國是となし又自らの使命として君民一致、上下協力、此の大理想、大精神の宣揚に向つて進み來つたところに

皇道宣揚の國史

輝かしき皇軍の武勳

我國體の精華が存し、我國の誇りがある。即ち國民は 皇室と成其徳を
一にすべき深遠なる國體の上に君民、國土、道德共に不可分の鐵則の下
に肇國せられたのである。

「我國史を顧るに固より此國民精神の發露に一張一弛はあつたが、一た
び國難到るや、舉國の協力は此の國是遂行に向つて一致し、皇道は燦と
して耀いた。」之を日清、日露等の戦役に顧るも、我國の公明正大なる行
動は宇内の讚仰するところとなり、仁義、勇武の皇軍は克く破邪顯正の
目的を達し、之に伴うて我國力の増進、國際的地位の飛躍を見た。又最
近の事變に徴するも、皇軍は隱忍久しきに及び遂に忍ぶべからざるに至
つて起つた。しかも一たび起つや、皇道翼賛の一念に燃ゆる我陸海軍は
到るところ輝かしき武勳を示して、世界無比なる皇軍の眞骨髄を發揮し

皇國日本の理想

皇軍が世界に冠絶する所以

以て毅然たる我國家的意思を表明する示唆となつた。此等を單に其結果
のみより見る外國の中には、皇軍の武勳があまりにも燦然たるものある
ため、我を目して武斷主義の國となし、甚しきは己れの心を以て推して
侵略者と誹謗するものもあるも、之は我建國の大精神を解せず、皇軍の本
質を辨へざるもの、妄語に過ぎぬ。

皇國日本の理想は眞正なる平和の榮光を宇内に普遍せしむるにあり、
我建國精神の一たる「武勇」は其の理想實現の手段として存在し、公明、
仁愛の精神によつて發揮されて來た。之を實踐したものは嘗つて我國民
的精華の一であつた大乘的武士道であり、又現に皇國の國民的指導精神
として全世界に光被しつゝある軍人精神そのものである。我軍隊は皇軍
たることを以て無二の誇りとする。我國軍は皇道宣揚、國徳布施の最高

道德實踐の中堅を以て任じ、天皇の軍、仁義の師たる矜持を有する。之が我國軍の本質であつて、宇内に冠絶する所以である。

萬古を一貫してしかも常に新に生くる我建國の大理想。古今東西を通じて常に眞、善、美の極致たる我皇國の大精神。此の大理想と大精神を世界に光被するため、皇道を翼賛して、荆棘を拓き、混沌を正して進むことが我等國民久遠の使命である。此國民久遠の使命を最も難關に際して生死を超えて斷行具現する、是れ皇軍の使命である。而して眼前の難關が如何に重疊たるものであらうとも、我等の進路は唯一路であつて、其の路は端正、斷じて些の歪曲を許さない。而して此嶮峻を踏破して榮光に到達する我等の力は我等自ら有するもの、中より自ら培はなくてはならぬ。是れ本論をなす所以である。

筋
吾等の進路は唯一

○ 第二 軍人に賜りたる勅諭

我尙武の大精神

我國は古來尙武の國である。我 神祖が皇道の大方針を象徴するものとして下賜せられた三種の神器の中に劔があつて、武勇を一の德行として尊重せられた。しかも此の武勇は公明正大、仁義博愛の精神を伴うて發揮されねばならぬことが、我國民性に深く浸透した。即ち我國の尙武は所謂瀆武を絶對に排し、常に神惟なる道德律を以て自ら制し且つ之れを積極に實施する勇氣であり、斷行力であつて、之が日本魂、日本道として幾千年來我國民精神を培つたのである。

明治維新の大改革と共に我兵制は我建軍の本義に立ち還ると共に、畏くも 明治天皇には、明治十五年一月を以て陸海軍人に勅諭を賜はり、

我軍人の大經典

之によつて神州國軍の大精神、大理想を宣示し給うた。是れ我軍人の經典として萬代に服膺すべきものであるのみならず、又國民道德の大本として永く奉戴すべきものであることは申すまでもない。

勅諭には先づ

「我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある」

とて 神武天皇が御躬ら大伴、物部の兵を率ゐさせられ、中國のまづろはぬものどもを綏撫あらせられた御事蹟を述べさせられ、統帥權の所在と我建軍の本義を宣示せられ

統帥權の所在と建軍の本義

「夫兵馬の大權は 朕か統ふるところなれば其司々をこそ臣下には任すなれ 其大綱は 朕親之を攬り肯て臣下に委ぬべきものにあらず」と宣うた。更に

「朕は汝等軍人の大元帥なるそされは 朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるべき」と仰せられ、名實ともに 天皇の軍隊なる所以を明らかにせられたことは、皇國軍人の恐懼に堪へぬ處であつて、「大君のへにこそ死なめ」の信念を彌々固くし、一死報國、忠節を全うするの精神を興起する所以である。

「大君のへにこそ死なめ」

勅諭は尙ほ

「朕か國家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報いまわらす事を得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡すと盡さゝるとに由るそかし我國の稜威振はさることあらは汝等能く 朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を耀さは 朕汝等と其譽を偕にすへし汝等皆其職を守り 朕と

一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受
け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし」

と宣はせらる。畏くも 限りなき御威徳と敬虔なる御孝謙と我軍人に
對する深厚なる御信任が此に拜察せられ、更に我皇軍の大使命を遺憾な
く宣示され給うて居ると拜悟するのである。此の 勅諭を拜戴する軍人
が克く其の使命と本分を自覺し、總て一心同體となり、魂精融合し、純
情信倚してそこに渾然たる軍人精神を結晶し、戰場に於いては武勇を發
揮して、能く寡を以て衆を擊攘し、堅壘、鐵壁をも粉碎し、平時に於て
は國民精神振作の中堅を以て任ずるに至る、決して偶然ではない。
更に 勅諭には畏くも次の五ヶ條の徳目を以て軍人を諭し給ふ。

- 一、軍人は忠節を盡すを本分とすへし

軍人精神の結晶

五ヶ條の徳目

- 一、軍人は禮儀を正くすへし

- 一、軍人は武勇を尙ふへし

- 一、軍人は信義を重んずへし

- 一、軍人は質素を旨とすへし

「抑も此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり
心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にか
は立つへき心たに誠あれは何事も成るものそかし」

之は實に單り軍人に對する 聖諭であるのみならず、國民道徳の基準
であり、我大和民族の倫理的至寶であると申さなくてはならぬ。天地の
公道人倫の常經と仰せられてあるのを拜しても明かである。蓋し「誠」
は我日本人の本質であり、日本精神の核實である。此の誠を以て君に仕

「誠」は日本精神の核實

へれば忠となり、親に仕へれば孝となり、此に忠孝一本の國民道德は成り立つ。此の誠を以て一身を抛ち君國に報ずるものは自ら神座に侍して祭祀を受くるに至るのである。實に我國民をして神たらしむるものは「誠」である。忠節、禮儀、武勇、信義、質素の五徳總て我軍人の遵守すべきものであるが、しかも之は一の「誠」を以て貫かれなければならぬとの 聖諭である。

此の 勅諭は實に我建國の大精神を祖述あらせられ 皇道の本義を宣揚せられ、更に建軍の意義を明示あらせられたものとして、我國民が萬世に服膺すべきものであるのみならず、教育勅語をはじめ、歴代の御宣諭と共に國民道德の根基として日常奉戴すべきものであることを特に力説しなくてはならぬ。

國民道德の根基

第三 軍人精神の眞髓

一 君萬民の我皇國に於いては、歴代の 天皇は 皇祖肇國の大精神に則らせ給ひ、蒼生の福祉と國徳の發揚とを以て治國の要諦とせられた。皇道は萬世一系の御繼承によつて永遠無窮の進展をなし、國民は克く聖旨を奉戴して、皇謨を扶翼することを以て其の本分とし、其の使命と確信する。これが我國體の精華であり、民族精神の根幹に他ならない。皇道宣揚を使命とする我國民精神は、我軍隊に於ては軍人精神の名を以て特に其の精華を放ちつゝある。世間往々にして軍人精神を目するに一般國民道德と別個のものと思惟するものもある、唯だ戰場に於ける士氣を鼓舞する目的に止まるものと思惟するものもある、之が全く誤まれる見解である

軍人精神の本義

我軍隊の特異的本質

ことは、前段に奉掲せる 勅諭によつても直に之を理解することが出来るであらう。

抑も我軍隊は名實共に他國のそれと比較を懸絶する存在である。我軍隊は皇軍であつて同時に國軍である。肇國の當初、我軍隊は八百萬の軍神即ち神州組成の國民によつて構成せられ 天皇親しく之を統率あらせられた。中世紀以降武士は特權階級となり、封建時代を現出したが、明治維新の大業成るや、明治五年十一月、徵兵の 詔書渙發せられて、國民皆兵の大本を復古せられた。これ實に、千餘年來の大改革であるが、肇國以來の常道に還つたわけであつて、從來の特權的、職業的軍隊が裁撤せられ、四民平等一如となると共に、國防の責任は國民全體が之を擔ひ、軍隊は 天皇によつて統率せられることとなつた。斯して我陸海

國民皆兵の大本

諸外國の軍隊

軍は建軍の基を恢弘すると共に、 聖諭を奉戴して只管軍人精神の鍛鍊に努め、過去六十餘年間に於ける輝かしき武勳を記録するに至つたのである。

一方、外國の實例を見るに、遺憾ながら古代にあつて各國の軍隊は、元首若くは特權階級の利益のために民衆を威壓し、或は他國を征略して其の指揮者の覇業を達成するための機關であつて、一般國民とは寧ろ對立的關係にあつたものが多い様に思はるゝ。次いで近代に至つては、過去に於ける君民抗爭の苦き體驗により、兵權は政權と共に人民の手に保たせられ、軍隊は専ら戰爭を目標とし道德本源の存在としての軍隊を見ない。従つて國民大衆は軍隊を單に戰爭の用具とのみ見、元首は軍隊に根元の道徳的理想を要望する事少い、従つて統帥權の所在も區々であつ

て、概して議會が其の根本問題を左右する状態である。殊に又其の構成も志願兵制度に依り、國民皆兵の實を示して居らぬものが多い。若しそれ支那の軍隊に至つては、今日各軍閥の私兵に過ぎない感を呈して居り、又ソヴェート聯邦のそれは國家の軍隊といふよりも、共産黨の軍隊であるといふ方が適切であると言はれて居る。蓋し其主義理想の上に少くとも此事が明示されて居る事は首肯し得るのである。

我國の軍隊は 天皇の御統帥の下に、全國民によつて組織せられ、支持せられるものであるが故に、其の本質に於いて他國に比儔を見ない。況んや其の精神とするところは、遠く肇國の大理想に基き 明治天皇下賜の 勅諭を奉戴し、皇道宣揚、國徳布施の聖戦に従ふ道徳的存在を以て自任する。

我軍隊は道徳的存在

聖諭は不滅の明燈

戰場に於ける我軍人の心境

光榮の勝利か光榮の死か

實に 聖諭は我軍人精神にとつて不滅の明燈であり、不盡の清泉である。畏くも將兵を股肱と宣はせられ、將兵は 天皇を頭首と仰ぎ奉り、「海ゆかば水づく屍、山ゆかば草むす屍、大君のへにこそ死なめのどには死なじ」の傳統的精神を今に繼承し、一たび戰場に臨めば、將兵は撃ち出す一發の彈丸にも、振り翳す一刀の切先にも、宏猷扶翼の念を忘れず 天皇陛下の御爲め皇道隆昌の本分の爲めといふ一心をこめて戦ふ。斯くして軍人は戰場に於いて死の彼岸に限りなき榮光を認めるのである。されば敵彈に斃るゝや「天皇陛下萬歳！」と奉唱して從容死に就くが如き心境は、我軍人精神の眞髓を會得してはじめて理解し得るのである。

我軍人精神は戰場に臨んで、光榮の勝利か、しからずんば光榮の死か、

退却と降服は最大の恥辱

此の二途以外に進むことを許さない。「退却」と「降服」は我軍隊に於いて絶対の忌語であり、我軍人精神と根本的に相容れぬ行爲である。退却の精神的影響が戰場に於いて大なる不利を齎すといふ一事は古今東西總ての國の軍隊の通有觀念であるが、他國の軍人精神は尙ほ之を許す餘地を存在してゐる。殊に其最善を盡してしかも事情已むを得ざるに及び、降服して敵の捕虜となることは、外國の軍人にあつては寧ろ正當の行爲と思惟さるゝ向あるに拘はらず、我國古來の武士道は退却と降服を以て最大の恥辱となし、苟くも武人に之れ有るまじき行動としてゐる。理論としては進退共に宜しきを得るを用兵の奧義とはして居るが上司の命令なくして退却を考ふるが如きは戰場に御奉公する我等の考ふべき事でない。我現今の軍人が退却と降服を排斥する精神の根基は、此の如く傳統

我軍人の信念と勇武

軍人精神は軍人の專有物にあらず

的武士道に其の端を發し、更に我建軍の本義に對する自覺と日常奉戴する勅諭の御旨に基き、自己の一舉一動が悉く皇護扶翼の發露であるとの固き自信を懷き、此の目的を貫くためには、一步も譲るべからずとする信念によるものにして此信念が期せずして命令に對する絶対服従となり、我軍人の勇武となつて發現し、敵を粉碎しなければ已まぬ氣魄となつたのである。昭和六年秋以來の滿洲事變に見るも、我部隊は常に寡少の兵力を以て幾倍、或は幾十倍する敵と戦つて常に之を掃蕩し、世界をして驚嘆せしめた如きは、總て此の命令なき退却を知らざる我軍人精神の力に他ならない。

如上の軍人精神の精髓は單り軍隊のみに特有のものであるべきでない。軍人に對する勅諭には「此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり」

と仰せられ、軍人が軍隊に於いて、遵奉すべきものゝみにあらず、一般國民道徳の經典として心得るべしとの 聖慮を伺ふことが出来る。軍人精神の健全は即ち國民精神の健全であり、國民精神が健全ならば軍人精神の弛緩するが如きことも亦あり得ないのである。要するに我軍隊は天皇の統率し給ふ全國民による軍隊であるが故に、軍人精神の涵養はその根基を國民精神の作興に置かねばならぬ。即ち軍人精神と國民精神と一あつて二なく、両者は單に其の形名を異にするのみである。

我軍隊教育の特色

第四 軍人精神と國民道徳

軍人精神なるものが國民道徳と離れた別個の存在でないことは既に述べた通りである。我國の軍隊教育は他國のそれに對比して著しい特色を有してゐる。謂ふまでもなく、軍隊教育の主眼點は、艱難生死の間に皇道宣揚に寸毫もまじろがざる精神の鍛鍊と國徳布施の爲めに必勝を期すべき戦闘技術の熟達の二にある。諸外國にあつては、其の國情、國民性の關係上、差異はあるが、概して戦闘技能の訓練を主として之れに戦闘を基礎としての精神教育を加へ、所謂戦はんが爲めの教育訓練に偏重して居る。之に反して我軍隊教育は 聖諭を基礎とし道徳的存在としての軍人精神の鍛鍊に重點を置き、戦闘技能は此道を具現實施すべき爲めの

必勝の道程として熟練せしむる方針を執つてゐる。我國の軍隊教育令には次の如き條章がある。

「夫れ生を棄て義を取り、耻を知り、名を惜み、責任を重んじ、艱苦に堪へ、奮つて國難に赴き悦んで任務に斃るゝは我國民の古來繼承尊重せる大和魂にして、特に軍人に必須の資性なり。故に軍隊教育に於いては此國民性を砥礪擴充し、以て事實上に其成果を發揮せしめざるべからず」

即ち軍隊教育の根基を國民精神の發揚に置いてゐるものであつて、此の點は他に比類を見ないのである。

諸外國の軍隊教育は要するに戦闘に際して技術的に優秀なる兵を造り上げんとするにあるが、我國に於ては、技術の點より以上に精神的道徳

軍隊教育の根基は國民精神の發揚

技術か精神か

良兵即ち良民

的に優秀なる軍隊を形成することを目的としてゐる。之は我軍隊の本質上必然の歸結であつて、此の目的は單に戦時に於ける必要に應ずるのみならず、平和の國民として必要なる資性を涵養するにある。我軍隊に於ける經典として、軍人が日夜奉戴する 勅諭は實に國民道徳の常經である。我軍隊教育は此の 聖諭を遵奉して忠節、禮儀、武勇、信義、質素の五徳行の涵養を圖り、且つ之を誠心を以て實行に移す點に力を凝ぐのである。我軍隊教育の一特色は至誠一貫であり、知行一致であつて、單に知識の修得のみならず、直ちに實行せしむることにある。之は即ち良兵を養ふことは良民を養ふことになり、又良民たるものは直に良兵たり得るといふ見地に基き、軍隊教育を以て、國民精神の陶冶に資する方針に出でたものである。此の點に就いて軍隊教育令に次の文字がある。

軍隊教育と國民教育との調和

「軍人は國民の精華にして其の首要部を占む。従ひて之が教育の適否は直に郷黨閭里の風尚を左右し、以て國民の精神に偉大の影響を及ぼすものなり。蓋し軍隊に於て修得せる無形上の資質は以て社會の風潮を向上すべく、國民の儀表となり、整實剛健の氣風を訓致して國家の興隆を増進し得ればなり。是を以て苟も軍隊教育の任に當る者は固より戰鬥を以て本旨と爲すべしと雖、其良兵を養ふは即ち良民を造る所以なるを思ひ、國民の模範典型を陶冶するの覺悟なかるべからず」之れによりても軍隊は自ら以て皇道に即せる道德的存立としての見識を一層高潮して、國民道德の歸趨に關心を持ち、寛裕萬象を容れ、果斷道義を行ふ垂範の徳を發揮せねばならぬ。軍隊に於いて國民精神作興の教育を併せ行つて、しかもそれが極めて調和的に、實現されるといふこ

各國の國家主義運動

とは、我國體と民族性と、而して我軍隊の本質の特異なるに因るものであるが、歐洲諸國は大戦後、國情の變化と國際政局の推移に刺戟せられて漸次國防の國民化を圖り、軍隊教育と國民教育との調和に留意するやうになつた。此の趨勢と共に、イタリーのファツシスト運動、ドイツのオルガニザチオン・エーシユリツヒ、フランスのアクション・フランセーズ等の如き、さては英國に於ける在郷軍人團の勞資協調運動、米國在郷軍人團の國民米化運動等、孰れも國內の社會問題、思想問題による紛糾に際し、在郷軍人を主とする國家主義運動の現れであつて、各國民が軍隊教育の社會に及ぼす力を認め來つた結果に他ならぬ。併しながら、其行く所には各國自ら差がある。皇國にあつては、自ら皇國本然の道がある。他國に見るべき成果を擧げる方法ありとて直ちにとつて之れを我

國に用ゆる事は出来ぬ。飽まで皇國の眞の姿を見つゝ、自主獨創の見識を以て進まねばならぬ。

此の點に就いて我國は夙に先覺的立場にあり、又現前の我國情より見ても、此等諸國の如き特殊の思想的、政治的運動を必要としないであらう。しかも、國民精神、軍人精神の陶冶は一日も之を忽せにすることは出来ない。日に新なる時運の進展に對應し、益々砥礪を重ねなければ、如何に傳統の精華と國民性の優秀を誇つても、遂に此等諸外國の後塵を拜するに至る處なしと謂ふことが出来ぬであらう。且又、各國には各國の行くべき道があり、皇國には皇國本然の道がある。採長補短は當然の事ではあるが眩迷鶻の眞似をするの鶻の愚を學ぶ事なく、飽まで皇國の眞の國體に即しつゝ、自主獨創の見識の上に、一日の新進を期せねばな

軍人精神の陶冶は一日も忽せにすべからず

らぬ事を特に銘記したい。

統御と服従

第五 軍人精神の涵養

軍隊の生命は軍紀である。軍紀は精神教育の徹底によつて振肅せられ、統御の一貫によつて保持される。軍隊に必要な統御と服従とは、外國に於いては或は法規によつて強制され、或は功利的に馴致される所が多い様に察せらるゝが、我國に於いては道德的觀念によつて飽まで透徹せねばならぬ。而して既に自ら之れに就ての整然たるものがある。元來、君民一家をなす我國にあつては、元首と人民との利害の相反するが如きことは夢寐にもあり得ないことである。故に軍隊忠誠の目標は絶対一元であつて、天皇陛下に對し忠誠を捧げることは、直に國家國民に對して忠誠なる所以である。従つて我軍隊は上は元帥大將より下は一兵士に至

軍隊忠誠の目標は一元

上官の命令は 陛下の御命令

るまでそれ〴〵職分の定むるところによつて軍務を奉行する體系をなし、指揮者が其職務を以て發する命令は、大元帥陛下の御命令を奉行することを意味する。勅諭には「上官の命を承ること實は直に、朕が命令を承る義なりと心得よ」と仰せられてある。斯くの如くして、階級統制の脈絡は上下一貫し、國體及國民の信念と渾然融合するのである。

軍隊に於ける命令を以て絶対的のものとして獻身的に服従するには、受命者が克く自らの本分を自覺し、其の命令を以て、天皇陛下の御命令なりとして自發的に信奉する道德的觀念がなければ、其命令は效果的に達成されないであらう。若しそれが單なる階級的壓迫、或は軍律の脅威によつて服従を餘儀なくされるものであらば、戰場に於いて其の軍隊の

我軍隊統制の原動力は道徳的信念

威力は到底充分に發揮されるものでない。歐洲諸國に於ける軍隊の押伍列や、支那軍隊の督戰隊の如く、前線の自らの部隊を監視する隊形を必要とするに至つては、其軍隊の威力は既に疑問視せらるゝのである。謂ふまでもなく、軍隊に於ける統制を絶對的のものとするためには、上級者と下級者との間に心的統一、精神的融合を必要とする。斯くしてはじめて身命を抛つて其任務を果すといふ眞劍味が湧き出るのである。固より我軍隊に於ても權限と義務の關係はそれ〴〵法規を以て定められてはあるが、之を動かす根本觀念は單なる法規の遵守でなくして、道徳的信念であると謂はなければならぬ。即ち、指揮者も其の部下も等しく陛下の軍人であること、指揮官が職務上行ふ命令は、陛下の御旨を奉じたものであることを相互に確信し、指揮者は絶大の自重心を以て、上御

軍人精神發現の極致

相互の親愛は我軍隊の特色

一人の御心を體して其命令を苟くもせず、又部下は其の受けたる命令に對して皇道宣揚の義に立ちて全幅の信賴を以て遵奉服従するといふ心持でなければならぬ。

軍人精神の根幹たる誠心の發露する極致は宗教的服従にまで進むに至る。上海事件に際して、彼の三勇士が命令されたる任務を果すために破壊筒と共に敵陣を爆破したる壯烈無比の最期の如きは、全くこれ任務の完成に満足し、死の彼岸に榮光を認むる宗教的態度であり、軍人精神發露の極致と見るべきである。其分により生じたる護國の任務が斯くまでに力を有つ所以のものは抑も何であるかを能く考察しなければならぬ。軍隊内に於ける階級統制は儼乎として存在しながらも、上下和親、人格の相互尊重は皇軍の特色として矜るべきである。勅諭に「公務の爲

に威嚴を主とする時は格別なれども其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を専一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ」と諭され給ふてあることは特に意味の深いものがある。又「上を敬はす下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには啻に軍隊の蠱毒たるのみかは國家の爲めにも許し難き罪人なるへし」と仰せられ給ふた事は實に軍隊統率の要諦であつて、軍人精神による軍紀確立の本源を示し給ふたものである。而して最も強く戒めさせ給ふたものなる事を、深く心に銘せねばならぬ。我軍隊の指揮者は、部下に對して嚴正なる一面に於いて極めて親愛の態度を以て接し、艱苦を共に嘗め、悦びを等しく頌つといふ溫情を示してゐる事は一に此聖諭を體しての事である。殊に此の特色は戰場に臨んで遺憾なく發揮せられ、隊長は進んで部下の勞苦を頌ち、兵士は隊長の身を掩うて死地に

就き、士氣の旺盛、皇軍の勝利の有力なる原因をなしつゝある。曾て江灣鎮の攻撃に於て某兵は一彈を受けて死に瀕せんとしても中隊長の身上を案じて之れを壕内に引入れんとし中隊長は陣地を撤するに當りてや戰術を超越して敵彈を冒して挺身戦友兵士等の屍體收容に其身を忘れたるが如き他國に餘り見られざる情景である。此の種の實例は枚舉に遑なく、實に皇軍であればこそである。

抑も我軍隊の階級は、統制上必要なる體系であつて、社會に於ける階級とは全く別個の存在である。外國の軍隊の中には、社會階級が其のまま軍隊内の階級に移され、將校は貴族、富豪の出身であつて兵士とは生活、思想、感情を異にし、勢ひ兵士を奴隷視する弊風を生じた時代があつた。此の對立關係は延いて軍隊の統制を破り、次いで大戰に際し此等

對立關係は、軍隊の構成に一大動搖を來し遂に軍隊を革命渦中に投ぜしめたものが少くない。

我國は明治五年の兵制改革によつて、國民皆兵の實を擧げ、封建時代の弊風は一掃され、將校亦一般國民より自由に選拔任用せられ、其の社會的出身に於いて兵士と異るところがない。従つて軍隊の階級は軍構成上より來れる秩序の上に立てるもので社會上の階級と何等の關係がないのである。固より多數の人員の中には、往々にして此の階級本來の意義を忘れ、其地位を利用して其本分を誤るが如きものなきを保し難いであらう。乍併、我軍隊は斷じて此の種の誤れる行爲を寛假せず、嚴重なる戒飭を行ひ、以て我軍隊本來の精神の擴充に努めつゝあるわけであるが、斯くの如き弊風は一面に於いて現在の社會狀態の反映たるを免れず、即

社會的階級を反映せしむべからず

ち國民の教養が高まり、社會的良心が目覺め、而して軍隊そのもの、本質と軍人精神の眞髓を理解し道德的存在としての信念が固くなるやうにならなければ、其の完全を期することが出來ぬであらう。此の意味に於いても、軍人精神の涵養は單り軍隊教育のみによらぬことを覺るべきである。

現前の時代相

第六 時代の推移と軍人精神

今や外に於いては依然として弱肉強食の露骨なる紛争に基く國際政情の不安あり、所謂世界的不景氣は列國の經濟界を惑亂し、内に於いては國民生活の苦惱深刻なる一面に輕佻浮薄なる功利主義的、唯物主義的外來思想が跋扈して、社會不安を激成し、皇國は未曾有の難局に直面してゐるとの感を深くせらるゝのである。殊に憂慮に堪へないことは、我國民の一部に、萬邦無比の國體の精華と、固有の民族精神の眞髓とを忘失し、徒らに輕薄なる翻譯思想に侵されて、或は剝削主義的享樂を趁ひ、或は功利主義に囚はれ、其必然的結果として質實剛健の氣風を失ひ、忠誠信義の念を忘れ去らんとするものゝ存在することである。此等は固よ

日本人たるの自覺を要す

り少數者であり、無智の致すところであるとしても、惡風の感染は奔流に似たものがあつて、斷乎として之を除去しなければ禍の及ぶところ遂に測り難きものがあらう。

此の秋に方つて我等日本國民の急務は先づ國民の全部が完全に日本人たるの自覺を喚起することにある。日本人たるの自覺とは何であるか、それは謂ふまでもなく我建國精神の會得であり、國民使命の理解である。公明正大と仁愛と武勇とを以て平和と康寧とを世界の人類に與へんとする皇國の大理想を體得し、皇謨を翼賛し、皇威を輝かすに努むることは是である。之がためには私を去り公に奉じ、固より節義に死するの名分を重んずるも亦養正重暉積慶、正國安人の大忠に殉ずることを忘れてはならぬ。細節の面目に急にして濟世の不行を失ふてはならぬ。皇道嚴たり矣。

日本精神と大使命の把握

其徳盛んなるを得れば生死論ずる所でない。要は皇道を仰いで萬民各其所を得せしむるの義に終始するのである。國民の全部が克く此の日本精神を把握し、眞の使命を自覺するに至れば、國民の意氣は期せずして旺盛となり、國力の伸張と國運の發展とは自ら待望されるであらう。國民の康寧は自ら期し得らるゝであらう。我等の同胞よ！ 大悟一番、此の大理想を四海に布くだけの奮起をなさなければ到底現前の難局を處理し得ず、皇國の運命を泰山の安きに置くことが出来ない。

先づ自らの陣營を清掃せよ

同胞は速に巷間に散在する半熟なる唯物主義、無耻なる享樂主義を根絶せしめねばならぬ。此等の思潮に感染せる少數の者が如何に日本人としての自負と使命を忘れてゐるか、如何に無自覺、没理想のうちに自身を滅ぼし、社會に害惡を流しつゝあるかを知るとき、自ら悚然たらざるを得ない。

軍人精神高揚の急務

軍人精神は國民道徳と一體

此の國民思潮淨化、民族精神振興の聖戰に臨んで、特に必要なるは皇國軍人精神の高揚であり、之に對する一般國民の注意喚起でなければならぬ。

軍人精神が國民道徳と相關したものであり、寧ろ一體なるべきものであることは、其の經典たる 勅諭の明示せられるところ、前段に之を縷述して置いた。即ち、軍人精神は我建軍の本義に鑑み、單り軍隊内部のものゝみにあらず、郷軍のみのものにもあらず、國民全部が之を奉ずべきものであり、其の根基とする理想は我建國の精神に即し、我國民の使命を意味し、而して其目的とするところは國民道徳の涵養と其康寧の保障とにある。

世相と軍人精神の擁護

若し軍人精神の涵養なるものが軍隊内に限られたものであり、軍隊教育が戦闘技術の錬磨のみに止まるものであらば、軍人は國家社會の變局に無關心となり、戦争の本能に惑溺し、國家の休戚外に立つ所謂外國に見る職業軍人に墮し、瀆武の結果を齎す事になるのである。我皇軍の本義は斯る状態にあることを許さない。さりとして又徒らに其任務外に脱逸して實際政争の渦中に軍の統制を紊すが如きも亦許され得ない僻事である。殊に軍人精神は又一般國民思潮によつて顯著なる影響を被ること自明の理であるが故に、從來優秀を以て宇内に冠絶せる我軍人精神の根基が、當面の思想的、社會的動搖期に際して侵蝕さるゝことのなきやう最大の關心を必要とするのである。

根本精神は永劫不變

固より萬代不易の軍人精神と雖も、時代の進展推移に伴ひ、實際問題

に直面して之に對應すべき機宜の斟酌は必要であつて、軍人各個の知識、思想亦之につれて進展することは寧ろ當然であるが、しかも其把握すべき根本の精神に至つては永劫に不變なるべきものであつて、飽くまで建軍の意義を體し、勅諭を奉戴して、軍人精神そのもの、光を輝かしめなければならぬ。

過去五十年、聖諭を遵奉して皇軍の使命を遂行し來れる我軍人は、今日の時代の動きに對して最も深甚の注視を拂ひ、軍人精神の光輝を擁護し、且つ之を洽なく徹底せしむるために最善の努力をなすべき立場に置かれてある。而して之を洽く徹底せしむるためには、軍部自身先づ内省の功を積み、皇軍の精神を充實し、皇軍の眞面目を發揮すると共に、外部よりする皇軍の攪亂、皇軍の冒瀆、皇軍の墮落を誘ふ障害に對して

現下の時局と軍部の覺悟

敢然起ちて如何なる艱難、如何なる中傷に逢着するとしても、不撓不屈之れを排除し、其神聖を擁護する崇高なる信念に燃えねばならぬ。

此秋に當り、皇軍中堅の構成分子たる幹部は先づ自ら皇軍建設の精神を深く心に體し、神器草薙劍の武德發揚を念とし、國徳布施の上に降魔破邪の威徳を發揮し、下級特に純情なる青年幹部より上級百戰馳驅の長老に至るまで、舉軍一致、各其職分に應じて、神器の諸徳を磨き、劍りざる靈劍の威徳を精神とし、皇軍の精華涵養に力を致し、苟くも個々の行動に出づる事なく、切先、鐔元共に堅く結成して秋毫折れず、磨せざる底の決意を以て時局に處せねばならぬ。而して又今日各自其方針に基き一意邁進しつゝある事を深く信ずるものである。

我等軍人は、今日の時局に處し、皇國に奉仕する職分を顧み、時勢に

信念を貫くに怯懦なるべからず

對し盲目であつてはならぬと共に、我等の精神を光被して、一般國民と共に、挺身奉公を促す上に怯懦であつてはならぬ。さり乍ら、又妄動以て靈劍の威徳を曇らし、終に之れを破摧せしむる様な事があつては斷じてならぬ。吾國は、靈劍が赫として輝き、嚴として靈殿に鎮座する所に安康と隆昌を期し得るのである。其出で、動くは既に變であり、大命による最後の已むを得ざる活動であらねばならぬ。時局愈艱難にして皇軍益々此の精神の上に躍動を續けねばならぬ。

第七 軍務を奉じての軍人

國防の國民化

古代に於ける諸外國間の戦争を見るに、其多くは國王若くは支配階級の野心、利害のために行はれ、之に従事するものは職業的軍人であつて、多數の民衆は直接没交渉の状態であつた。しかるに近代の戦争は、國家、民族全體としての生存問題に端を發し、國民の總意によつて起さるゝ場合が多く、従つて、國民の總てが各全力を傾けて之に参加するに至り、殊に科學の進歩に伴ひ、戦闘技術は複雑となり、戦局は擴大され、戦線に於ける局部的勝敗が直に大勢を左右することなく、軍隊と銃後に於ける國民の協力、特に之を一貫する國民士氣の緊張如何によつて總てが解決する状態となつた。是れ、國防の國民化である。

社會人との密接なる連絡

軍人の主要使命

此に於て國防は既に軍人のみの關心事でなく、國民全體としての負擔となつた。固より軍人は直接軍事に對して専門的に研鑽修練を重ね、戦争の場合の最も責任ある當事者としての責務を盡さねばならぬのであるが、所謂國防の本義と近代戦争の趨勢に鑑み、平常より國民一般の協力を求める上に於いて、社會人との密接なる連絡を圖ることに留意がなくてはならない。戦闘技術の進歩と複雑化とは、軍隊内に於ける軍人の訓練をして頓に多岐、多端のものとした傾がある。従つて軍人は、深甚の注意を以て此の日進月歩の戦略戦術修練に努力すべきは勿論であるが之と同時に、能ふ限り一般社會人に對しても戦争に關する知識と鍛鍊の普及に努める必要がある。

軍務を奉ずる軍人としての主要なる使命は建軍の本義を宣揚し且つ軍

人精神そのもの、鍛錬と必勝の用兵的訓練及其の發達擁護とにある。而して精神的訓練に重きを置くことは我軍隊の特色であり、統帥權の神聖を保持する事は其本來の面目である。而して又實に我軍の強みである。過去四十年間、數次の國際戰に於いて、我軍は常に寡少なる兵力を以て優勢なる敵軍を撃破し、克く大局を收めて皇國の威徳を發揚せる所以は多く統帥の神聖と皇軍精神力の然らしめたものに他ならぬ。此の精神力は單に戰場に臨んで敵を威壓するために鍛錬さるゝものでなく、平和の國民としての教養であり、戮力一致、肇國以來の我國策を遂行するために必要なる國民精神の涵養に至大の關係を有する點に於いて特に重要な意義を有つ。

軍人としての資格

戰闘技能のみが如何に優秀であつても、精神の修練に缺くるところあ

禮道精神普及の必要

つては、皇國軍人としての資格を備へたものと謂ふことは出来ない。是れ實に 勅諭の聖旨に悖り、建軍の本義に反くものである。勅諭は忠節、禮義、武勇、信義、質素の五徳目と、之を一貫する至誠を以て精神とせられてある。此の 聖旨を奉戴して日夜實踐するところに我軍隊教育の根幹がある。加之、此の徳目は又直に社會人としての教養を意味し、軍隊内に於いて先づ、之が實踐を経なければ、社會の中堅人として働く上に之を適用すること困難であらう。

勅諭に宣示せらるゝ徳目の總ては國民の一般に體得すべきものであるが、就中「禮儀」の一項は方今の時勢に際し、特に之を高揚する必要を感ずる。勅諭には軍隊内に於ける統制服從の關係を諭示せられ、上級者の命令に對する下級者の絶對遵奉と、下級者に對する上級者の恩愛の

社會にその感化を及ぼせ

必要を論され給ふてある。此の禮儀は常に軍隊の統制維持に必須であるのみならず、國家社會の公序良俗を確保するため、無くてはならぬものである。若し之れ無ければ、國家の秩序は失はれ、若し之れ無ければ、社會の良風は地を拂ふに至るであらう。しかも、近來唯物思想と功利主義の蔓延を見、其結果、人と人との間の禮儀は漸く輕視せられて、我國の一般社會は古來特有の温情と潤ひを失はうとしてゐる。此の秋に方り我等は此の「禮道」高揚の必要を切實に感じ、軍人諸君が軍隊内に於ける其の訓練を以て一般社會にその感化を及ぼすに努力せんことを切望に堪へない。

「上を敬ひ下を惠み一致の和諧を爲して王事に勤勞する事」が即ち「禮道」の眞諦である。此道行はれんか師弟相争ひ、兄弟相闘ぎ、上下相抗

軍隊人と社會との協調

し、朋友相伐つの不祥事は其跡を絶つであらう。

軍隊人といへば兎角粗暴、世故に慣れず、一般社會と協調し難きものの如くに速断される傾がある。我軍隊も古き時代にあつては此の種の批判が、必ずしも妥當を缺くと断定することが出来なかつたであらうが、今や 勅諭奉戴以來五十年の實踐と聖戰幾回の訓練を経、幾萬の壯丁と起居生死を共にして、我軍人精神の渾成は到底昔日の比ではない。近來軍隊出身者に対する世評の多くは寧ろ「正直過ぎる」とか「融通の利かぬ者」とかいふ點に歸着する。之は寧ろ軍隊教育の効果を實證するものに他ならぬ。更に又此等の批評の反面には、一般社會の道德の水準が軍隊内のそれと相當の差があつて、軍隊出身者にとつて方今の社會生活に多くの困難を感じるもの、あることを物語るのであるが、我等は軍人出

社會を善導する覺悟を要す

身者が目前の必要に驅られて、一般の風俗と妥協するために之れまでの鍛錬の成果を失ふことなく、寧ろ進んで一般社會精神を淨化して軍隊精神との渾一に努力し、萬事を擧げて宏猷扶翼に歸一せしむる意氣込みを期待して已まない。

要するに今後に於ける我國民、特に軍人に與へられた任務は 大元帥陛下の親しく統率し給ふ神聖なる皇軍統帥の本源を確保し且光輝ある軍人精神の擁護と擴充とを爲すにある、方今の如き時局に直面して特に其必要を強調しなければならぬ。

第八 社會に仕へての軍人

軍隊出身者の責任重大

郷軍こそ軍隊教育の目的

軍人精神にして若し軍務に奉ずる軍人のみの占有物であれば、それは軍隊の誇りでなくして、却つて耻辱である。何となれば、軍人精神の精華は之を一般國民の間に光被せしむるのが主要の目的である以上、其精神が軍隊内に限られてあることは、畢竟訓練の缺陷を意味し、社會に對する努力の不足を物語る。此の意味に於いて、軍隊の服務を終つて社會に入る人々の責任は甚だ重大と謂はねばならぬ。

我國の兵制は、謂ふまでもなく舉國皆兵主義に立脚する必任義務制であつて、平時は選拔せる最小限の現役部隊を置くも、之によつて訓練せる精兵を年々歸郷せしめ、之を郷軍として戦時の必要に對應する方針で

ある。現役終了者は更に五年四ヶ月（海軍は四年）間豫備役として常備兵役にあり、續いて十年（海軍は五年）の後備兵役を果して國民兵役に入る順序であつて、斯くの如く十數年にわたつて國軍の主要々員を成すのである。従つて軍隊を去れば日常兵器を把らぬまでのことであつて、軍隊と無關係のものとなつたわけでない。否な寧ろ郷軍こそ軍隊教育の目的であり、而して一旦有事の際の主力部隊に他ならぬ。しかるに一たび營門を離るゝや、忽ち軍人精神を返上し、從來の訓練を忘れ去るが如きことあらば、其人の不幸は固より、皇軍のため、延いて國家のため甚だ悲しむべきことである。

在郷軍人は平素産業其他の職業に従事し、其發展向上を圖つて家郷及國家に貢獻する上に於いて、軍隊内の鍛錬が、極めて有効であつたことを

軍隊教育の効果

郷國の醇風を作すの決意を望む

覺るであらう。是れ我軍隊の教育が活物であつて實踐的であり、身體の練磨と共に精神訓練に力を濺ぎつゝある結果であつて、剛毅、質實、明敏、果斷等の如き性能が實社會に於いて如何に必要であるかは謂ふまでもないところである。但だ、現代の如き功利主義思想の旺盛なる時に、軍人精神の夫れ々主要徳目たる至誠、忠節、武勇は固より、禮儀、信義、質素等の言行は、或は迂愚と譏られ、或は自ら不利を感ずることなきを保し難いが、此の場合、寸毫も自屈することなく、飽くまで自信を一貫し、身を以て郷國の醇風を作すの決意を切望する。斯くしてこそ初めて我軍隊教育の意義が徹底し、軍人精神が生きるわけである。

近代の國防國民皆兵化の趨勢を説くまでもなく、我建軍の本義は國民總動員による國防の精神を定め、國民精神の作興と、有事の際の用意を

我郷軍の現状と使命

併行せしめつゝある。我在郷軍人は既に約三百萬の會員によつて帝國在郷軍人會を組織し、聖旨を奉戴して軍人精神を鍛鍊し、軍事能力を増進することを本旨とし、延いて社會の公益を圖り風教を振作し恒に國家の干城、國民の中堅たるの實を擧げることをして其目的とし、此の標榜に基いて軍人精神の鍛鍊、軍事學術の研究及演習、徵兵及入營事務の助力、青年團及少年團の指導、社會公益事業及非常時に於ける救護事業等其他各種の方面に最も重要な活動をなし來つたことは顯著なる事實である。しかも内外の狀勢益々多事多艱にして在郷軍人の努力に俟つもの彌々多きを加へた今日、其活動の一層目覺しきものあると共に同會の如き最も有力なる國民的團體は其組織の精神を擴充徹底せしめ、以て軍人精神の普及、社會公益と風教振作のために一段の奮起を期待する。

自己認識に透徹せよ

凡そ今日の如き變局に際し、内外自他各方面に處理すべき施設を講ずるに當つては、先づ諸般の事象に對して細密なる検討を必要とするが、特に透徹せる自己認識が肝要であつて、之れ無くしては適切なる對策を樹て得る筈がなく、必然的に其結果は満足を得ないのである。

此の見地から現下の我國の立場を顧みれば、滿洲事變に引續く國際問題の紛糾の如き、過去二十餘年間に亙る我國の努力不足が其一因をなしては居らぬか、所謂三大國の一と自惚れ、アジアに立つてアジアを見ずして歐米と同様の立場よりアジアを見た重大な錯誤が其の根源をなして居らぬか。歐米の無統制なる資本主義經濟の餘惠に浴して有頂天となり、自制を忘れて所謂好景氣に酔ひ、一旦恐慌に陥るや更生に對する努力を忘れて、外國の景氣恢復を待望するが如き寄生的經濟觀念や、さて

國難を招來せる諸原因

は外來思想を無批判に受け入れて或は一切の精神、道德を無視する唯物主義を金科玉條となし、或は薄志弱行、其の逃避所を享樂主義に求め、國體を傷くるを覺らず、自己の破滅を顧みざる亡國的、世紀末的徒輩の跳梁する世相。而して此の間を一貫する經世的努力の缺如等々。此等が總て我國現下の状態を馴致せる誘因ではなかつたか。

識者は既に充分此の點に就いて認識と内省を遂げた筈である。乃ち我等は速に自らの陣營を洒掃し、國民の胸奥に潜在せる日本精神に活を入れ、國民的使命を自覺して舉國一致、此の難局打開を期せなければならぬ。

此の秋に當り、在郷軍人は率先して國民精神作興の聖戰に立つべく要望されつゝ、ある。既に帝國在郷軍人會は時局に對する決意を表明して、

國民精神作興の聖戰に奮起せよ

其の團結の力を以て國難匡救の任に當るべきことを誓つた。在郷軍人各個としては須らく一糸亂れざる軍人精神の統制の下に、輕舉を避け、しかも時弊の改革、國家社會の公益を圖るためには、舊來の行掛りに囚はれず、斷乎其所信に向ひ、儼然たる力を發揮して 皇謨扶翼の使命に邁進せんことを待望する。

國防と軍備

第九 軍備は舉國之れを負ふて立つ

何人も平和を愛好する。戦争の惨禍は世界大戦によつて特に歐洲諸國民の切實に痛感したところであつて、國際協調、恒久平和の運動が擡頭せる半面に、各國は障壁を固くし、軍備を擴大することに汲々としてゐる。是れ即ち恒久平和が尙ほユートピアに過ぎず、國際間の紛争に對する最後の審判が戦争に俟つ他なきこと、而して戦争の惨禍に怖ぢて軍備を怠るときは遂に戦争以上の禍害を被ることを何れの國民も覺つてゐるためである。乃ち國防は國家民族生存の保障であり、軍備は半面に於いて平和維持の手段と見なければならぬ。

國防の原則そのものに就いては何人も理解するところであるが、軍備

國防方針は各國獨自のもの

は其國の國防方針に伴ひ、且つ國民の負擔し得べき經濟能力に應じて時に變化を生ずることは必然である。而して國防方針は一に各國獨自の環境と國是とによつて特殊的に決定し、軍備の總量は少くも之に必要なる最小限度を保持しなければならぬ。

國防を文字通り自國の國境線を防備すれば足ると解するものは、一旦開戦の場合、忽ち制海權を敵に委ね、我國土を戰場に化して敗るゝことを覺悟しなければならぬ。孰れの國と雖も坐して敵の來襲を待つが如き國防方針を立て、あるものはない。殊にアメリカ合衆國の如きは太平洋、大西洋の制海權を掌握する目標を以て其の國防線を劃してゐる。我國の如く、不安なる東亞の全局を眼前に控へて其の安寧を維持し、國民生活を確保しつゝ、外敵の來寇を抗禦するためには、之に對應する軍備が

我軍備の要諦

必要であること謂ふまでもない。

凡そ軍備は國防の一部門に過ぎず、近代の國防は經濟、文化等總ての國力を其要素とする。故に軍備の充實は文化の發展、經濟力の充實と常に併行することを必要とし、其の何れに偏倚しても國力を萎微せしむることとなる。乃ち國力と均衡を保ち、時運の必要に應じて最も經濟的な軍備を保有することに軍事當局者は努めつゝあるわけであつて、世間往々軍事當局者が軍備擴張一點張りであるかの如くに推測するものあるも、之は如上の國防常識を缺くことより生ずる誤解に過ぎない。

國力總動員

斯くの如く、近代の國防は所謂國民皆兵化の趨勢を辿り、國內に於ける總ての要素は擧げて統制集中せられ、國力の總動員によつて戦ひの勝敗が決せらるゝことゝなつた。我國は此れまで數度の參戰をなし、幸

今後の戦争と國民の覺悟

に皇國の武威を發揚することが出來たが、概して之を曰へば強健なる男子の一部が直接戦争に参加したに止り、他の國民は固より銃後の貢獻に遺憾なかつたとはいへ、戦争の慘禍を體驗すること直接的ではなかつた。しかも科學の進歩に伴ひ、今後起り得べき戦争は直接郷土に擴大さるゝを想像されてゐる。歐洲大戦の參戰諸國は國內の壯丁を擧げて戦場の土を舐り、男子は老少を問はず銃を執つて起ち、女子は國內に於いて戦争遂行のために必要な業務に努力した。殊に其國土を戦場とすべく餘儀なくされた國々の慘害は想像に餘りある。爾來二十年来に滿たざるに、此の大戦の慘禍は平和の機運を生まずして却つて新なる國際危局を醸成し各國ともに此の實驗によつて新なる戦術と、新なる兵器の創案に對し驚くべき飛躍を示しつゝある。此に至つて戦争の規模と戦禍の程度は到底

大戦當時の比でないことを覺悟しなければならぬ。自國の損害を努めて少くして、國土、國民を保安し、速に戦争の全局を支配して其目的を達するためには國防の充實、軍備の整制を必要とすること自明の理である。就中、皇軍の目的とする所は神民不殺の劍であり、亂らざる靈劍の精神であつて、皇道宣布の神兵としての行動であり、戦禍を局限し、慘禍を最少にし皇徳を盛ならしめんとする天兵の精神にある、皇軍の日夜の修練は即ち此大乗的戦争の用意である。

國防の局面擴大に伴つて軍備の範圍の擴張することは必然である。兵器の進歩、戦闘方法の複雑化は既に常備軍隊の兵力のみを以て之を充足するに不足を想はしむる。加之、戦争に必要な物資の生産と配給、交通の統制、財政金融の措置、其他救護、衛生等の國力動員に處しては總

軍備は全國民の責任

て國民の努力に俟つ他はない。事此に至つて軍備は既に舉國之れを負はねばならぬ。

我國は夙に國民皆兵に兵制の基礎を置き、軍隊に於ける教育方針も、所謂軍人精神を全國民に徹底せしむることを目標として居り、國防國民皆兵化の趨勢には充分適應してゐるのである。兵制を異にする各國の中には青年に對して軍事訓練を行ひ、之によつて缺陷を補ひつゝあるが總て此の種の訓練は武器の操縦、戦闘技術の養成に主力を置いて、精神訓練を輕視することあつては到底實效を收むることが出来ない。我國に於て現に行ひつゝある學校教練、青年訓練の如き、其主眼とするところは精神鍛鍊であつて、此の訓練により責任、規律、協同、節制等の資性を涵養し、有事の際は固より平時に於ても協同的、組織的能力を發揮せ

學校教練、青年訓練の本旨

しめ尙ほ進んで宏猷扶翼の大道に則る精神陶冶を完成し、以て國家の必要に應ずることを目的としなければならぬ。

兵器の進歩に伴ひ、戦争は遂に機械力の戦ひであり、科學的知識の勝敗であるかの如く一般に觀念づけられてゐるが、若し物質的總量の比較によつて一切が決定さるゝものならば、兵員の多數にして、科學的研究機械的軍備の優れたる國が最初より勝を得ることに定まつてゐるのである。しかも、戦争の實際は全く之に反し、國民全體としての精神力が戦争を支配する要素であることを實證しつゝある。歐洲大戰に際しドイツが其の優秀なる科學的兵器と驍勇なる軍隊の力を以て克く聯合軍に拮抗したに拘らず、國內の動搖のため終局に於いて革命を以て惨敗に陥つた事實は我等の最も注目すべきところである。即ち、戦勝の要素は單に物

戦を決するものは
國民の精神力

我國の自ら頼む唯一の力

質的力のみにあらずして、優れたる兵器を驅使する能力、軍隊の精神力と共に國民一致の不撓なる精神とにある。若し之を單なる物質的數量より見れば、我國の軍備は列國の多くに比して遜色を免れないであらう。しかも、我國の自ら頼みとするは人的要素であり、精神力である。戦線に於ける軍隊と背後に於ける國民とを一貫する 皇道扶翼の精神こそ我國軍の精髓に他ならぬ。我等は嘗て此力を以て物的に優勢なる國の侵略主義を撃破した。將來亦永久に斯くあるべきことを確信する。萬一にも此の要素が失はれ、信念が摧かるゝが如きことあらば、我國家、民族の存立は直に危殆に陥らざるを得ない。

之を要するに國防は國民全部の責任に關はり、軍備は軍人のみの關心事でない。軍部は其責任に於いて克く國家的使命と當面の狀勢に照應し

て最善の軍備計畫を樹立すべく、國民は須らく之を支持して相俱に國防上遺憾なきを期し、以て毅然たる國威を示して事實上の平和を保持し、皇國の隆運を圖ることに努めなければならぬ。

第十 軍人精神高揚の秋

我等は平和、正義、公明を熱愛す

國運大飛躍の原因

我等は平和を熱愛し、正義と公明を尊重する點に於いて世界孰れの國民にも勝ることを自ら矜持する。是れ實に我輩國の精神であり、民族的意識である。我國は明治維新の大革新によつて門戸を開いて起ち、眞の姿を世界に光被して以來、常に正義に立脚し、平和のためには一切を抛つて辭せざる決意の下に、國民一致邁進した結果、僅々四十餘年の間に世界史上未曾有の大飛躍を成した。是れ一に 至上の御稜威の然らしむるところであり、國民が克く本來の使命を自覺し、一意 皇謨の扶翼に粉骨碎身の至誠を傾けたためである。

然るに其後に至つて此の駸々たる國歩が沈滯の傾向を示したことは否

國民の慢心と自己忘却

み難い事實である。或は之を以て歐米諸國の牽制策に起因するといひ、或は當路の方針に錯誤のあつたためであると見る向もあるが、何として其根源は國民の慢心であり、自己忘却の然らしめたものと謂はなければならぬ。即ち此の短期間の國際的地位向上と國力の充實とによつて國民が精神的、物質的に所謂成金気分となり、これまでの苦心と努力の跡を忘れ、自己本來の立場をも忘れた嫌ひがある。其結果は歐米心酔の傾向となり、其の文物は長短共に取り入るゝことを維れ努め、自主的思想は忽ち地を拂はんとするに至つた。此の國民的沈滯氣分が總ての對外方針に反映したことは蓋し當然である。

國難は自ら招けるもの

固より多數の國民は尙ほ健在を失はなかつたが、之を外國より見れば、我國內の浮游層の奏する亡國的、頹廢的驕音のみが鮮明であつたために、

天の攝理

日本與みし易しとの輕侮の念を生じたのではなかつたか。之が實に滿洲事變の誘因であり、我國際的孤立狀態の由來するところであり、結局我國民自らの責任であることを深く自省すべきである。

滿洲事變を契機として、我國民が久し振りに本然の立場を自覺するに至つたことは洵に天の攝理であることを念ひ、我等は速に既往の怠慢と錯誤を清算し、肇國の大精神に甦へり、國家的大使命を體得して皇道の發揚に貢獻することに専心すれば、今日の難局必ずしも悲觀を要せず、皇國の進運に再び坦々たる路が自ら拓かるゝことを確信する。

肇國の大精神と大理想を思へ

我肇國の眞精神は三種の神器によつて貴くも象徴さるゝ、公明正大、仁慈博愛及勇武斷行である。我肇國の大理想は 神武天皇の宣明し給へる如く、正を養ふの心を弘めて六合を兼ね八紘を掩ふにある。而して我國

我國策は公明正大

民の使命は此の大理想、大精神を弘めんとする。皇道そのもの、翼賛にある。此の昭々たる皇道を奉じ、此の公明なる大理想に基くべき我國策は常に簡明、清純であつて其の間寸毫の疑義を挟む餘地を見出し得ない。之を我國が直面する東亞の現状に徴するも、世界人類の半を占むるアジアの民族は正當なる生存権を與へられずして東亞に追ひすくめられ、歴史は明かに世界人口の三五%の白人が世界國土の八六%餘を占有しつゝある状態を語る。即今の状態は依然として尙東洋の權威を見ぬ事を遺憾とする。隣邦支那の北方及西方邊疆は夙に事實に於て地圖の色を塗り換へられたる感があり、其本土すら國民の無自覺によつて列強相争ひ、東亞諸民族相戦ふの因を作成しつゝ東洋の文化、精神、道德を自滅させつゝあるを悲しむ。

悲しむべき東亞の
状態

真正平和の要諦

滿洲政策の本義

我國是の根幹此に
在り

斯くの如き東亞の危局を見て、我國は最早これを黙視するわけには行かない。我國是は平和にあるが、しかも正義であり公明である。國際的、民族的鬭争は一日も速に絶滅せんことを切望するも、壓迫、虐使、不平等の下に於ける平和は虚偽、不正、天を欺くものであつて斷じて眞の平和ではない。人類間の眞の平和は、各人種、各民族間の文化、精神、道德の尊重、正當にして且つ相當なる生存権の分配を先行要件とし、人類相愛、國際協調の精神の高度なる發達によつて初めて期待されるであらう。繰返して曰ふ、我皇道の精神は平和であり正義である。此の高揚を目的とする我國は先づ虐げられたる東亞の民族を救ひ、全世界に向つて皇國の大理想を宣布することが國是の根幹でなければならぬ。

滿洲事變に對する我施設の如きは、全く如上の國是の現れに他ならぬ。

いが、しかも其初一步に過ぎない。満蒙問題を以て單に我民族の生活資源の確保となすが如き観かたは、我皇國の大精神よりすればそれは寧ろ第二義的である。従つて滿蒙に於ける我權益の維持は、問題の終結にあらずして實は我大陸に於ける皇道布施の第一歩である。我國民は此の本末轉倒の錯誤に陥ることなく、飽くまで堅忍不拔以て悠久の前途を期する覺悟がなくてはならぬ。

我皇國の理想は斯くの如く宏遠であり、我國民の使命は斯くの如く重大である。前途に横る重疊の嶮峻、波瀾を見て遲疑逡巡するものは既に日本國民としての資格なきものと謂ふべく、我等は克く自らの宿命を自覺し、大局に着眼して大乘大忠に志し、皇國永遠無限の繁榮を築く礎石となる覺悟を持たねばならぬ。

理想は宏遠、使命は重大

自覺と自尊と自信

事此に至つて最も必要を感じるものは、此の神聖なる使命に基く自尊であり自信であり、而して之を貫く感激の精神である。皇國の精神の尊貴を念ひ、國體と民族性の優秀を信する以上、外國に依據する一切の國民生活機構を脱却し、自主、自立、獨往の方針を以て總てを建て直すの肝要なることを痛感する。

何人も軍人精神を體得せよ

此の秋に當つて我等は特に軍人精神高揚の急務を思ふ。固より皇國に對する奉仕に於いて軍人たると一般國民たると甲乙なく、國民精神と軍人精神と二なきものであることは既に縷述したところである。唯だ我軍隊は國民によつて組織せられ、大元帥陛下の親しく統率し給ふところ、建軍の本義に於いて宇内に冠絶する存在である。而して有り難き勅諭の御旨を奉戴して之を實踐し、平時にあつては國民精神作興の原動力た

り、有事の際は国防の前線に立つて皇國のために身命を捧げ、皇道翼賛の前衛たることを以て其の任務とする。過去半世紀に於ける皇國の飛躍の蔭に我皇軍の勳功は燦たる耀きを示してゐる。

しかも、皇謨を翼賛して國運の隆昌を期する途は單り軍人によつて占めらるべきものでない。陛下の萬歳を奉唱して戦死する軍人の心境を總ての國民が體得する必要がある。政治家にしても、教育家にしても、實業家にしても、又其他の國民にしても、日常 天皇陛下の御爲即ち國民康寧の道義てふ信念を持ち、皇道扶翼の精神を以て行動するに於いては、此に初めて軍人精神の眞髓が國民に徹底したものであつて、國運の隆昌期して俟つべきものがあらう。今日の急務は實に此にある。我等は各階級、各職業の人々が總て猛省大悟し、此の軍人精神の眞義を會得し、

國運隆昌への途

正に一大試鍊の秋

此の精神を信奉する軍人の心境となつて、政治も經濟も産業も教育も言論も吾等と渾一せる皇道精神に歸一し舉國當面の國難に善處せんことを要望する。

之を要するに現下の狀況は重大であるが、しかも、我等は此の難局を悲觀しない。今日の苦しみは、生む爲めの苦痛である。登る爲めの艱難である。實に我國民に與へられた大試鍊であつて、洋々たる前途の光明に浴すべき道程の苦である。多き苦の後に大なる樂がある。國家を金玉とするものは、國家の經べき艱難である。今日顧みて皇軍も國民も將又朝野共に尙反省すべき多くのものがある。時は急である。速に肇國の大精神に甦へり、國民本來の意氣を發揮せよ。斯くて眞劍なる自覺と共に誠實と熱意と忍耐とを以て断々として進まば、此局面に捷ち得るのみな

